

令和 7 年 度
地 域 産 業 技 術 研 究 開 発 支 援 事 業
募 集 要 領

受付期間：令和 7 年 6 月 2 日（月）～6 月 3 0 日（月）（土曜、日曜、祝日は除く）
8 時 3 0 分～1 2 時 1 3 時～1 7 時
お問合せ先：公益財団法人宮崎県産業振興機構 新事業支援課 岩下、溝口
〒880－0303 宮崎市佐土原町東上那珂 16500-2（宮崎県工業技術センター 2F）
TEL 0985－74－3850 FAX 0985－74－3950
E-mail iwashita-kentaro@mepo.or.jp

令和 7 年 6 月
公益財団法人宮崎県産業振興機構

令和7年度「地域産業技術研究開発支援事業」 に係る共同研究テーマ募集要領

公益財団法人宮崎県産業振興機構

1 目的

工業技術分野の新たな技術の開発等による本県産業の振興を図るため、県内企業と大学、高等専門学校、公設試験研究機関(以下、「大学・公設試等」という。)で構成される産学官の共同研究グループに対する研究開発支援を実施します。

2 募集内容

(1) 事業可能性調査（F／S）支援

共同研究グループが研究開発プロジェクトを実施するにあたり、事前に必要とする技術動向調査や事業可能性調査に要する経費を補助します。

(2) 研究開発（R＆D）支援

早期の新技术実用化（事業化）が可能と判断された研究開発プロジェクトについて共同研究グループに研究開発に要する経費を補助します。

なお、基礎的な研究に対する経費は対象外となります。

3 応募資格

(1) 共同研究グループ等は、県内企業等が1社以上参加するとともに、大学・公設試等のうちいずれか1つ以上の機関が参加する構成であること。

(2) 「県内企業等」とは、次に掲げるいずれにも該当するものとする。

- ① 県内に事業所を有する、又は設置しようとする事業者等
- ② 県内の工場又は事業所で研究開発成果の事業化を行おうとする事業者等であって、開発成果を事業化する計画を有すること。
- ③ 県税を滞納するなど法令に抵触し、補助が適当でないと認められる事業者ではないこと。
- ④ 地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- ⑤ 事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

(3) 共同研究グループ等においては、その構成員の中から、次に掲げる管理法人及び研究代表者を設置することにより、可能性調査並びに研究開発を円滑に実施し、かつ、事業終了後も紛争等が生じることがないよう必要な事項が整備されていること。

① 管理人

公益財団法人宮崎県産業振興機構（以下「機構」という。）から補助金の交付を受けるものであり、共同研究開発に係る運営管理や共同研究グループ等構成員間の相互調整を行うもの。

② 研究代表者

共同研究グループ等の構成員に所属する研究者のうち、研究開発の計画、実施及び成果の管理を総括するもの。

(4) 応募しようとする補助事業の内容が、次に掲げる要件に適合すること。

- ① 企業、大学・高等専門学校、公設試験研究機関等による産学官の連携を促進し、産学官共同研究グループに対する研究開発支援や国等の大型プロジェクトへのステップアップ等を推進することにより、優れた研究シーズの事業化を促進し、もって新産業の創出による産業振興を図ることを目的としていること。
- ② 大学、高等専門学校、公設試験研究機関のうちいずれか1つ以上の機関が、補助事業の基礎となる研究成果等（知的財産基本法（平成14年法律第122号第2条第2項に規定する知的財産権や研究発表論文等）を有すること（可能性調査支援事業を除く。））。
- ③ 主として工業技術分野（情報技術分野などを含む。）での事業化を目的としたものであること（一次産業分野での事業化を目的とするものは対象外）。

4 補助対象経費

研究に必要な費用を対象とします。ただし、消費税及び地方消費税は対象外とします。

(1) 可能性調査支援

- ### ① 物品費

(7) 消耗品費

研究に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費（耐用年数１年未満のもの又は取得価格が１０万円（税抜き）未満のもの）

- ② 謝金

アドバイザーや外部の有識者による技術指導に対する謝金に要する経費

- ### ③ 旅費

可能性調査に必要な旅費、滞在費及び交通費

- ④ その他（諸経費）

(7) 外注費

原材料の再加工、設計、分析、試験、調査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費

- (1) 通信運搬費

- (7) 光熱水費

- (I) その他

マーケティング調査費、賃貸借費及び使用料、その他特に必要と認められる経費

- ⑤ 研究連携費

共同研究グループ内の大学等連携機関、代表事業者以外の企業との連携に要する経費

※ 対象となる経費は物品費、謝金、旅費、その他の経費のほか、補助事業者と各研究

機関との間で締結される共同研究契約の経費において、直接経費の10%まで間接経費（一般管理費）として認めるものとする。

(2) 研究開発支援

① 物品費

(ア) 設備備品費

研究に必要な機械装置、工具器具の購入、製作、改良又はその据付、修繕等に要する経費（耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円（税抜き）以上のもの）

(イ) 消耗品費

研究に必要な原材料、部品、消耗品等の購入に要する経費（耐用年数1年未満のもの又は取得価格が10万円（税抜き）未満のもの）

② 謝金

アドバイザーや外部の有識者による技術指導に対する謝金に要する経費

③ 旅費

基礎実験型可能性調査あるいは研究開発の実施に必要な旅費、滞在費及び交通費

④ その他（諸経費）

(ア) 外注費

原材料の再加工、設計、分析、試験、調査等を外部（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）で行う場合に外注先への支払に要する経費

(イ) 通信運搬費

(ロ) 光熱水費

(ハ) その他

マーケティング調査費、賃貸借費及び使用料、その他特に必要と認められる経費

⑤ 研究連携費

共同研究グループ内の大学等連携機関、代表事業者以外の企業との連携に要する経費

※ 対象となる経費は物品費、謝金、旅費、その他の経費のほか、補助事業者と各研究機関との間で締結される共同研究契約の経費において、直接経費の10%まで間接経費（一般管理費）として認めるものとする

5 補助対象期間、補助金額及び補助率

区 分	補助対象期間	補助率及び補助限度額
可 能 性 調 査 支 援	交付決定日から 12 か月以内	補助対象経費の2/3 以内 150 万円
研 究 開 発 支 援	交付決定日から 24 か月以内	補助対象経費の2/3 以内 500 万円

※大学・高等専門学校、公設試験研究機関への研究連携費は10/10 以内

6 選定基準

支援の対象となる共同研究テーマは、次の基準により選定されます。

(1) 事業可能性調査（F/S）支援

- ① 事業の目的や課題が明確であり効果が見込まれること。

② 可能性調査後の研究開発や事業化に向けた体制が整備されていること。

(2) 研究開発（R&D）支援

- ① 基礎研究（技術導入含む。）や調査等の蓄積があり、実用化レベルの研究であること。
- ② 開発成果に十分な市場性があり、新事業として発展が期待できること。
- ③ 研究開発課題、研究開発期間、研究開発に要する費用など研究開発実施計画の内容が研究開発の目標を達成する上で妥当であると認められること。
- ④ 開発成果が地域の社会や産業界へ波及・貢献（技術波及効果、経済的効果、人的育成効果や新規雇用者の増等）することが見込まれること。

なお、審査において、次に該当する場合は、優遇措置があります。

- ・ パートナーシップ構築宣言を宣言し、公表している企業が取り組む事業であること。

7 申請手続き

申請される方は各「提案書」及び「共同研究に係る確認書」（共同研究グループを構成する場合）に添付資料を添え、直接または郵送にて機構まで提出してください。

なお、当機構のコーディネーターによる事業申請にかかる事前相談も随時受け付けておりますので、原則として申請前に御相談ください。（電話：０９８５－７４—３８５０）

(1) 可能性調査提案書、研究開発提案書

用紙の規格はA4 サイズとし、文章作成は正確を期すためパソコン等を使用して下さい。

様式は当機構HP（URL・<https://www.mepo.or.jp/>）からダウンロードできます。

提出時にデータも御送付ください。（iwashita-kentaro@mepo.or.jp）

(2) 添付資料

提案書には、次の資料又はこれに準ずるものを添付してください。

① 大学にあつては、民間等との共同研究に関する規程等の写し。

② 企業にあつては、下記の書類。

ア 法人登記簿謄本（個人の場合は住民票）

イ 定款（個人の場合は業務経歴書等）

ウ 直近２期分の決算関係書類

エ 県の納税証明書（※未納がないことの証明）

オ 特別徴収実施確認書又は特別徴収開始誓約書

カ 暴力団関係者に該当しないことの誓約書

キ 会社パンフレット

③ その他の機関にあつては、上記に準ずる資料。

なお、提出された書類は、機構において本事業の審査のみに使用します。

(3) 提出期限 令和7年6月30日（月曜日）午後5時まで（必着）

(4) 提出部数

可能性調査提案書、研究開発提案書：１部

共同研究に係る確認書：共同研究グループ構成員毎に１部（正本）

※研究グループを構成する場合

添付資料：１部

8 研究テーマの選定と採択者の公表

研究テーマの選定は、有識者で構成される審査会での審査結果を踏まえて行います。

審査会は提案者からのプレゼンによる説明を実施後、質疑等による内容で実施します。

なお、審査会は、7月下旬～8月上旬の開催を予定しています。

採択結果は、当機構から管理法人等に通知します。また、採択されたテーマは機構HPにて公表します。

9 購入機器の取扱

本事業で取得又は製作した機械装置等の所有権は、取得者又は製作者に帰属します。また、取得又は製作した機械装置等については、善良なる管理者の注意をもって管理（善管注意義務）してください。

10 成果の取扱・普及等

(1) 成果報告書

各年度の補助事業完了後、年度ごとに成果報告書を実績報告書に添付して機構に提出していただきます。

(2) 成果の普及

成果については、技術開発支援事業終了後の研究成果発表会で発表をしていただくとともに、機構が行う普及事業に協力していただきます。

(3) フォローアップ調査

フォローアップ調査として、技術開発支援事業終了後5年間は、その後の事業化の進捗状況や技術開発成果の波及効果、特許等の出願・実施許諾等の状況などについて、報告していただきます。

(4) 成果の帰属

本事業を実施することにより知的財産権が発生した場合、その知的財産権は補助事業者に帰属します。

11 その他

(1) 研究テーマが採択された場合は、補助金の交付要綱及び事務処理・旅費マニュアルに従って事業を実施していただきます。

(2) 採択された研究テーマについては、補助金の交付が決定した後、研究をスタートしていただくことになります。

共同研究グループを構成する場合、管理法人は本事業の運営管理や共同研究グループ構成員間の相互調整を図る者として、機構との窓口となり、事業の進行・管理等の責任を負うことになります。